

第21回鳥取地方裁判所委員会及び第21回

鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成25年7月12日（金）午後2時30分～午後4時45分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大島雅弘（地裁委員），大田原俊輔（地家裁委員），竹内いずみ（地裁委員），
田中大介（家裁委員），竹間恭子（地裁委員），奈良 武（地裁委員），西田
政弘（家裁委員），野口卓志（家裁委員），橋本良成（地家裁委員），濱村恵
子（家裁委員），林 浩志（地裁委員），松本啓介（地家裁委員），宮地佐都
季（地家裁委員），山田 正（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：松田事務局長，中司民事首席書記官，加島刑事首席書記官

家裁：紀太事務局長，清水首席家裁調査官，長谷川首席書記官，伊藤総務課
長，岸田総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：裁判所の広報について

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 地裁委員会の委員長代理の指名

大島委員が委員長代理に指名された。

(3) 前回の委員会の意見を踏まえた検討結果報告

(4) テーマについての意見交換等

事務担当者から裁判所における広報活動等について説明後、意見交換をした。

意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 次回テーマ

○委員長

次回のテーマについて、皆さんに御要望を伺いたい。

これまでの委員会で候補になったものや、事前レクの段階で委員から出た意見では、保護命令の関係、被害者参加、労働審判、あるいは少年事件などが挙げられているが、この四つの中ではどうか。

今、制度の内容を簡単に説明した上で、御希望のテーマに手を挙げてもらったところ、労働審判と被害者参加について希望される方が人数的に伯仲している。刑事事件を余りやっていたので、検察庁に御協力いただいて、被害者参加をテーマにしてはどうか。

○弁護士委員A

裁判所と少年非行との関わりというような形で少年事件を取り上げてはどうか。我々裁判所委員会は、裁判所がどういうふうに関われるかということについて意見を述べるということなので、身近なことで自分たちが分かることの方が意見を述べやすい。子どもの問題は教育という面で捉えると非常に身近に情報を持っていることなので、その延長の話で非行を考えたら、いろいろ意見を反映させやすい。裁判所が学校などこういうふうに関わったらいいのではないかと、職場との関係は誰がどういうふうに行っているとか、少年の立ち直りということで、裁判所がどういう関わり合いをしているのかに関心がある。

先ほど、前回の委員会の意見についての検討結果報告の中で、家庭裁判所

の調査官は行動科学の専門家であると説明があった。少年事件担当の調査官に、どんな仕事をしているかなども含めて説明してもらえると良い。

○委員長

首席の方で何か意見があるか。

○事務担当者

家庭裁判所の方のテーマになるが、御希望であれば少年事件ということで一つのテーマにはなると思う。

○委員長

次回、少年事件の被害者傍聴制度も含めて被害者参加制度をテーマとして、その次の候補の一つとして少年非行を取り上げるということでよいか。

(全員が了承した。)

次回テーマは、「被害者参加制度について」とする。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成26年2月25日(火)午後1時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「裁判所の広報について」

○事務担当者（意見交換に先立つ説明の一部）

広報ツールとして最高裁判所が作成した手続案内リーフレットがある。平成24年度はこのリーフレットを県や市町村の地方公共団体，消費生活センター，警察署，労働局，労働基準監督署，社会福祉協議会，弁護士会，司法書士会，商工会議所，法務局，交通事故相談所などに配布して，ロビー等への備置きをお願いした。平成25年3月には，ビジネス支援事業や法律情報サービスに力を入れている鳥取県立図書館が新たに法律情報コーナーを開設するという情報を得たことから同図書館にリーフレットを配布して法律情報コーナーに備え置いてもらった。これにより広く県民の閲覧に供してもらえることになったと思っている。有効な広報の観点から，公民館も含め，今後も新たなリーフレットの配布先を開拓していきたい。

○司会者

配布先でのリーフレットの使い方の実情を御存じの方がいればお話しただけな
いか。

○学識経験者委員B

私どもでは5種類か6種類ぐらいの最高裁判所のリーフレットの配布を受けている。1階のインフォメーションにいろんな公共団体や機関から送られてきたもので広く皆さんに周知した方がいいものを平置きしているコーナーがあるので，そこに置いているのが一つと，事務所の中にも置いている。堅い内容のものであるから，ほかの楽しいイベントのチラシなどに比べると，若干減るスピードは遅いが，時代を反映して自己破産や少額訴訟のリーフレットは早く減る。

私どもでは個々の個別企業の経営支援を主たる仕事にしている。職員が12人携

わっているが、そういった職員の知識のインプットにリーフレットを使用したり、お客様から相談があったときに制度を紹介するのに使っている。

○学識経験者委員C

鳥取市では11種類ぐらいのリーフレットの配布を受けている。本庁舎と駅南庁舎のそれぞれ総合案内近くに、他の団体からのトラブル解消に向けたものなど一まとめにして置いている。市民のニーズがあるかという、なかなかそれは少ないような気がする。どちらかという市の職員が市民から相談を受けたときに案内をする参考として使っている。市の職員も3年置きぐらいに異動がある上、幅が広い相談を担当しているので、内容に応じて適切な窓口を案内することが難しい。市としては、無料の弁護士相談の事業とか司法書士や行政書士による相談事業とか、そういうこともやっていて、専門的なことになると専門の方をお願いをしているのが現状である。

案内をする立場から言わせてもらおうと、日常生活の中でよくありそうな出来事で、こういうことがあったときはこういう調停とか、こういうことがあったときはこういう制度が使えるみたいなことを一覧表にまとめたものがあると、市の職員が相談に乗ったときに見るテキストとして役に立つ。よくありそうな出来事が記載されていて、そういう出来事があったときはこの制度が使えるという一枚にまとめられたものがあると良い。

○事務担当者

リーフレットの中には、金銭請求したいときに簡裁ではこういう手続が利用できるというものはある。ただし、まず民事の手続で解決できそうだということがあって、初めてそこにたどり着く。裁判所の全ての手続を網羅する一覧表があつて、一覧表の中から自分のトラブルを選択して矢印をたどっていくと利用できる手続が分かるというようなものは現在用意できていない。

○委員長

御要望にどこまで添えるか分からないが検討する。

○弁護士委員D

一般の方は裁判所に関係したくないと思っているので、幾ら広報をやっても関係ある人は見るけどもそれ以上に広がりにくいような感じがする。弁護士会では、中学生とか高校生に法教育、裁判員裁判やその他の裁判に関して各中学校や高校に案内して、希望があれば弁護士が行って手伝うというようなことをやっている。そう数は多くないが、法曹関係者が現場に出ていって、弁護士とはこんな人か、裁判官とはこんな人か、検察官とはこんな人かと見てもらいながら、例えば交通事故を起こせば加害者になったり被害者になったり、裁判所は関係ないようで実は身近であることなどを話していくことが裁判所を利用してもらう一つの方法である。裁判員裁判が始まったときは法曹三者が一緒に出て行っていた。そういう機会が少しずつでもできたらいいのではないか。

○学識経験者委員E

最高裁判所のリーフレットについて、市役所に行ってもなかなかどこに置いてあるか目に触れることがない。時々商工会議所に行くが余り目に触れることがない。公民館と言っても、公民館に出入りしなかったら見ることはない。見学会があるというポスターをスーパーに掲示したということであったが、スーパーで見掛けたこともない。さりげなく目に触れるということでは、鳥取市報は結構見ることがあるので、その一角にでもこういう見学会があることを記載してあれば良い。

講師派遣については、こういう話ができるというふうな案内があると、私関わっている会でも講演をお願いしたいなというふうに思う。そういう一覧があれば利用しやすい。

○学識経験者委員F

広報というのは、ニーズの拡大、使われる方にどういうふうに使えるかということとを説明するというのと、もう一つは裁判員制度のように司法と我々が関係あると

いうことを伝えていくという活動の2種類がある。後者に関して、今までの広報活動では、教育関係、小・中高の見学会の参加あるいは学校への派遣というのが少ないように私は感じた。恐らく小学校側もどう裁判所にアクセスすればいいのかということが分からないのではないか。教育委員会にこういう形で受け入れられるというような提案をすれば参加する学校も多いのではないかという印象を受けた。

○検察官委員G

これまでも例年定例のときに、裁判所、弁護士会、検察庁の三者で協力して広報活動をやってきたが、特に法教育という観点からすれば、年に1回でも例えば大々的に模擬裁判をやってみるなど、そういう売りみたいなものを三者で協力してやれば鳥取県下における法教育というものがもっと充実したものになっていく契機になるのではないか。

○委員長

例えば模擬裁判をやるなら、どういった年齢を対象としてお考えか。

○検察官委員G

他府県、他地検の管内では、高校生や中学生で募集をして、それぞれ裁判員役、検察官役、弁護士役などを演じてみようというものや、各高校対抗などがあると聞いている。

○学識経験者委員H

この委員会に出席していて、見学会があるというのも何回も聞いていたが、本当に今度は私たちも見学しようかと思っているところである。先ほど発言があったとおり、パンフレットは見たことがないし、ホームページも今回広報について話をするので見てくれと言われてそれで見たというくらいで、結局関係がないところには行かない。たどり着かないし、目に入らない。大体人間というのは自分の興味のあることしか見ないので、そういうことになる。この委員会に出席して調停や裁判員制度の説明を受け、少しずつくみがかかってきた。私たちも興味を持っていかな

いといけないということで、私たちの職員の中にそういう話をしていこうか、見学会に1回は来てみようかと思っているところである。

弁護士の方に医療事故などのテーマで講演をいただくことはあるが、これまで裁判官にはお話をお願いしたことがない。裁判官に医療裁判についてお話をいただくとか、何かの機会に参加させてもらうことができれば、裁判所や裁判に興味湧くというか、興味を持って見ていくということにつながっていくのではないか。

○委員長

医療事件については、医療事件をテーマとする法曹三者と医療関係者との協議会というのを定期的に持っている。その関係で裁判官や弁護士が説明することもやっていると思う。

○学識経験者委員C

E委員の話に出た市の広報誌については、期限がかなり早くて2か月前の中旬ぐらいまでに原稿を上げないといけないということがあるが、それに間に合えば広報誌の中に行事の案内を載せることは可能である。

○弁護士委員A

今回の憲法週間行事について、裁判所見学会のチラシを配布したのが非常に効果があったというような説明だったが、これはどのくらい作って、どういったところに配布をされたのか。

○事務担当者

市役所などいわゆる役場関係、県立図書館、市立の図書館、公民館。スーパーでは、イオン、ジャスコ、エスマート、山陰マルイ、トスク、サンマート。それから体育館、武道館、とりぎん文化会館、さざんか会館、わらべ館、やまびこ館、東部ではそういったところへお願いした。西部では、町役場、市役所、それから米子のコンベンションセンター、図書館、公民館などをお願いした。スーパーのマルイ、県立図書館、やまびこ館に張ってあるのを見た。

作成したチラシの枚数は控えていないので分からない。

市の広報誌には、毎回、掲載をお願いしている。

その他、司法記者クラブを通じて報道機関にも広報依頼している。

講師派遣や見学会については、要望があった際にどんなことがお聞きになりたいかとお尋ねする形でやっている。裁判所ではこういうテーマで準備、用意しているというアナウンスは不足しているかもしれない。

○委員長

今までは国民の皆さんが持っている裁判所というイメージを前提にして国民の皆さんから裁判所に関わりを持ってくるのを待っていたところ、裁判所の方から今の実際のイメージを打ち出してそれに対して皆さんからの反応を得てはどうかという御意見だと思う。裁判所がこんなこともできる、あんなこともできるという積極的な働き掛けというのが可能であるのかどうか。可能であるとして、他庁でやっている例はあるのか。

例えば、成年後見というテーマがあるとする。裁判所から、裁判所では成年後見について話をする用意があるという働き掛けも一つあると思う。裁判所に対して成年後見の話をしてくれないかと言ってくるのは非常に言いづらいだろうと思う。むしろ裁判所から、例えば成年後見についてどうかとか、最近の少年事件についてはどうかとか、あるいは、過払事件というのは今裁判所として事件が随分少なくなっているがどういうふうに分付いたのか、今現在過払で苦しんでいる人はどうなんだろうみたいなテーマを投げ掛けて、どうかというふうな動き方はできていないのか。

○事務担当者

全国的な状況は承知していないが、少なくとも鳥取では、そういうことはできていない。裁判員制度が導入されるときには、裁判員制度について説明するから要望してくれということをやったが、それ以外の手続について説明するがどうかと積極

的に提案しているというようなことは聞いたことがない。検討はできると思う。

○委員長

裁判員制度のときにはそれなりの予算も取れて、とはいえ手弁当でも裁判所として頑張った経緯がある。出前講座ということで、随分あっちこっちに行った。それと、もう一つこれはG委員から言われた、例えば中学生、高校生を集めて模擬裁判というのはどうか。

○事務担当者

私の知っている例としては、岡山の庁舎が新営になったとき、そのお披露目も含めていろんな企画をした。その一つとして民事事件の模擬裁判に取り組んだ。参加者の皆さんが数人ずつ原告役、被告役、裁判官役に分かれて、職員が証人をやる。結論は決まらずに、それぞれの役の人が証人にいろいろ質問をする。証人の陳述を聞いた後、裁判官役がみんなで評議をして、被告に支払を命じるかどうかの結論を出す。5回のうち2回か3回は支払を命じて、残りの2回か3回は原告の言い分を認めなかった。やってみて楽しかった。そういうこともやろうと思えばできると思う。ただ、それをどういう曜日でどういう人を対象に、どういう内容をどういう教材で、どのぐらいの時間を掛けて準備をしてやるのかといったところの検討が必要になってくる。

○委員長

いろいろ条件はあるけども、やろうと思えばできるかもしれないということになるか。今の事務担当者の話した例は、G委員のイメージに合うか。

○検察官委員G

必ずしも模擬裁判だけにこだわっているわけではない。例えば出前教室で法曹三者が三者で出掛けて行って、それぞれの役割を話すということでも良い。今おっしゃっていただいたようなものでもいいし、いろんな工夫のしようがあるのではないか。

○弁護士委員D

年間の行事計画の中に鳥取と米子はあるが、倉吉がない。取り残された感じがする。小さくてちょっと手間も掛かるということなのか。全部はしなくてもいいにしても、全県の広報という意味で、倉吉は倉吉で何か余り費用とか時間とか掛けないような方法はとれないものか。

○事務担当者

本庁や米子でやっているような大々的な見学会を倉吉でやるのは、庁の規模とか職員数の関係からなかなか難しいが、皆さんから裁判傍聴を要望するとか、裁判所見学の申込みをしたいというようなことがあれば、それについては随時開催をしている。そういう規模で倉吉でも広報をしている。

○学識経験者委員I

裁判所から説明や講演のようなことをやっていただくと、世界が変わるようなアプローチになる。例えば私の携わるところでは去年、成年後見を実際に進めていくNPO法人の方の講演を聞いて、いろんなことがよく分かった。裁判所から成年後見を受ける立場で話をしてもらう機会があると、老人医療に関わる立場として、もっと現実的に制度を理解し、患者やその家族に説明しやすくなる。裁判所で幾つかテーマを決めてもらって、こういう内容の出前講義ができるというような提案があると利用しやすい。

○学識経験者委員J

「裁判所ナビ」というリーフレットの中の裁判所の種類という頁を見ると、一番下に簡易裁判所があって、争いとなってる金額が比較的少額の民事事件と書かれているが、全然イメージできない。これでは普通の人には分からない。自分が困っている、あるいは抱えているものは何か、どこに繋がるのかということが、ここから読み取れない、マッチングしない。その上の家庭裁判所のところでは、家事事件、少年事件、人事訴訟事件とある。家事事件とあっても何か分からない。こういうも

のを作ってPRになっていると思っっている感覚が、私には理解できない。誰を標準にすればいいかという、高校生ぐらいのレベルで分かるような表現にしていく必要がある。多分高校生になると、左の頁の三権分立は分かる。裁判所の種類の説明のところに来ると途端に分からなくなる。どうすればこれがブレークスルーできるのか、アイデアが提供できなくて黙っていた。つまり、抱えている事件とこのリーフレットが隔絶している。どうやって埋めたらいいのか。PRというか、広報というのはこういうところを埋める作業だと意識しないと、各論が展開できないだろう。

○委員長

具体的な御提案はないか。

○学識経験者委員 J

出てこない。

○委員長

私ども裁判官は、先輩から中学生に分かるように書いてみるということが一つの目標だというしつけはされている。ただ、法律的な用語を使ったりすると、そこでもうつまずいてしまう。少なくとも持って回った言い方は避けようぐらいまではできているとは思う。おっしゃるようなことはなかなか難しい。例えば、家事事件とは何かという、実は法律的な議論をすれば幾らでもできる。人事訴訟事件というのは、例えば簡単に言うと離婚事件とか離縁とか、そういったものであるが、ほかにもいっぱいある、などと言えばいいのかもしれないが、人事事件と言わないと網羅できないし、例えば離婚などと書くと中途半端という気もしないでもない。

○学識経験者委員 J

家事事件の統計や、いろんな分類した件数とか、その言葉を持ってくるとどうなるか。大きいところから四つとか三つとか。

○委員長

代表的なものを挙げて、などという表現で説明することは多分できる。

○学識経験者委員 J

家事事件とは、こういうものなどでというふうに、「家事事件（○，○，○など）」とするより、「○，○，○など（家事事件）」した方が理解が多分早い。

○委員長

最高裁が次のリーフレットを作るときに、何らかの形でできるかも知れない。分からないことがあったら、リーフレットを持ってきてこれはどういうことかと聞いてもらいたい気持ちもないわけではない。説明し切れない部分がやっぱりある。御指摘はごもっともだと思う。

○学識経験者委員 J

専門家にとっては専門用語で定義してある言葉を使うのが一番楽である。だけど、素人にはこれぐらい分かりづらいものではなくて、専門用語というのは迷惑である。専門用語は分からないものの代表である。法律をやっている人が医学の専門用語を並べられたら迷惑する。それぞれの専門用語があるが、それを一般の人に向けて表現するときはどうするかという問題である。

裁判所は、司法サービスを提供するところが変わっていかないと駄目である。法を適用するところとされているとしたらそうではなくて、司法に関するサービスを提供するという意識が出てこないと、広報活動に多分結び付いていかないだろう。法を適用するのは法廷だけでいい。裁判所という公の立場としてはサービスを提供するというのがあるわけで、それを職員がやるべきなのか、裁判官がやるべきなのかという議論は別にして、全体としてはそちらを向いていかないといけない。民間企業はみんなそれをやっている。製品を売ろうとする前にサービスを提供するという発想である。今は、多分、病院もそうだと思う。治療するところではなくて、医療サービスを提供するところが変わってきているはずである。そこを意識すると、広報活動というのは、もっと面白いものが出てくるだろうという感じがする。先ほど検察官委員から模擬裁判の大会をやったらどうかという提案があったが、裁判所

ごとに高校生や大学生を集めて模擬裁判みたいなのをやって、高専のロボコンみたいに全国区で大会をやったら面白い。裁判甲子園みたいな行事を最高裁の中でやってみたらどうか。裁判所のイメージが変わると思う。それぞれが地域で選抜するときには手間暇が掛かる。裁判官とか検事とか弁護士とかが個別に指導していかないといけないが盛り上がる。

○委員長

広報全般で、ほかの方の御意見はどうか。

○学識経験者委員B

先ほどの見学会の案内は、ポスターか、チラシか。

○事務担当者

ポスターとチラシと両方ある。

○学識経験者委員B

A4サイズであれば、私どもで毎月発行している会報に折り込みが可能である。管内企業2,200社ぐらいはぱっと配れるので、折り込みチラシの反響は多い。ビジネスで使われている折り込みのほか、公のものの広報も可能である。タイミングが合って、お声掛けいただければ対応できる。

それから、インフォメーションのコーナーに平積みで置くことも可能である。

○委員長

折り込みをする場合の費用はどのくらいか。

○学識経験者委員B

現物を持ち込んでいただくことを前提条件に、公のものに関しては、折り込み料1枚1円でやっている。

○学識経験者委員K

憲法週間等の行事以外の随時の見学会について、小学生が見学してどういう印象を持ったか、大人が見学してどういう印象を受けたというようなアンケートの集計

はできているか。

○事務担当者

随時見学会については、現在までのところ特にアンケートという形では行っていない。学校の児童、生徒からは、感想文やお礼の手紙をいただき、印象等を知ることがある。

○学識経験者委員K

せっかく見学会をされているので、子どもと大人を分けて、どういうふうなことがどうだったかというのを記録しておくといい。大人が見る目と子どもが見る目は違うので、分けておいた方がいろいろ役に立ってくるというようなことを感じた。

○学識経験者委員C

市では、広報について専門委員会みたいなのを設けて、どうしたら市民の方に興味を持っていただけるかを検討している。相談に来られた市民の方と触れ合う中で感じるのは、そういう方のほとんどが裁判所に関わったことがないので、予備知識として裁判所の手続を知っておくと日常生活を送る上で何かあったときにとても心強いということである。時々、裁判所からこういう通知が来たけれどこれはどういうものだろうかみたいな相談がある。基礎知識があると動揺することがない。これはどういう書類だと市民の方が分かるようなパンフレットみたいなのがあれば良い。身近なところで起こりそうなこと、例えばオレオレ詐欺の被害に遭ったとき、お金を取り戻すために裁判所の手続を利用することができるのか、そういう市民目線での身近なトラブル対策の事例集などがあると、皆さんが興味を持って、こういうことで困ったときには裁判所に行けばいいとか、裁判所はこういう役割を担っているのだということが頭に残るのではないか。

○委員長

今までにある例を挙げると、時々新聞などで「いわゆるアダルト関係のネットを見ただろう、料金の支払がない。何万円払え、払わないと強制執行する。」みたい

な請求をされて被害を受けた人がいると報道される。普通の人には、身に覚えがあるがなかろうが払ってしまえば何もないからということで払ってしまうということがある。そういう場合にはこうしたらどうかみたいな、裁判所がやるのがふさわしいかどうかはともかくとして、そういう個別の例を挙げて何か参考になりそうな資料が作れないかというイメージでいいか。

○学識経験者委員C

広報するという意味で、裁判所にまず興味を持っていただくというか、裁判所とはどういうものかというところの入り口としてそういうパンフレットとかあれば、何かの折に配布できる。最近いろんな詐欺事件があつて、うちの方でも、消費者関係の団体とかその他いろいろな団体も、そういうことに興味は持っている。しかしながら、どこがどういう役割を果たすとか、どういうところに相談にいけばいいとか、何をすれば解決できるということに、皆さんの思いが至ってない。今防止の方のPRを一生懸命している。そういうところでPRすれば、ある程度口コミだとかそういうことで広報につながるのではないか。

○弁護士委員A

弁護士会では、弁護士を頼んでもらえればこういう手続ができるというのをしっかり広報をしている。だから、大抵のものは相談に来てくださいということで終わる。弁護士の立場から裁判所の方で広報を分担してもらいたい部分を言うと、弁護士を頼まなくても自分でできるという部分、裁判所に来てもらって裁判所の手続で自分で解決できるという部分を広報してもらいたい。

例えば中小企業円滑化法というのが期限切れになって、会社がこれから金融機関との関係でなかなかお金の返済の関係で話合いができないという場合に、弁護士を頼むという発想はなかなか出ないが、特定調停という調停がある。裁判所に持ち込んで調停という形になれば、今まで話合いのテーブルに付いてくれなかった金融機関と話合いの機会ができる。民事調停がなかなか使われないと言うが、家賃が高い

から下げてくれという家賃減額などもっと使われてもいい。調停のメニューの中には、弁護士を代理人として委任しなくても、自分で申し立てたら話合いができるというのがいろいろある。

調停のリーフレットで欠けているのは、自分たちだけでは話合いができない、話をしてくれないという場合でも、裁判所から呼び出してもらったら話合いの場所を作れるという点の記載である。家庭裁判所の方もそうである。家事調停というのは、家庭に関するものなら何でも引き受けられるという便利なもので、もっと使ってもいい。裁判所は、本人自身でできる調停制度をもっと広報してはどうか。